

愛知地方最低賃金審議会
第 3 回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和 5 年 8 月 2 日(水) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 共用中会議室

出 席 者

(公 益 代 表 委 員) 中山部会長、長谷川部会長代理、水野委員

(労 働 者 代 表 委 員) 安藤委員、大脇委員、木戸委員

(使 用 者 代 表 委 員) 梶原委員、堀江委員

(事 務 局) 伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、名倉課長補佐、
大口賃金指導官、久保賃金調査員、吉田賃金調査員

議 題 (1) 令和 5 年度愛知県最低賃金の改正について

(2) その他

議 事

○大口賃金指導官

令和 5 年度愛知地方最低賃金審議会第 3 回愛知県最低賃金専門部会開催にあたり事務局よりご案内いたします。

本専門部会については、三者協議部分を公開とすることとしております。このため、本日は報道機関による冒頭の撮影が予定されております。冒頭の撮影終了後に開会といたします。

(報 道 機 関 撮 影)

○大口賃金指導官

撮影はここまでとさせていただきます。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせ、資料目次記載のNo.1 からNo.6 を配付させていただいております。御確認をお願いいたします。不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山徳良部会長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○中山部会長

はい、皆様こんにちは。ただ今より第 3 回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。事務局は委員の出欠状況について報告をお願いいたします。

○大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は 3 名全員が御出席、労働者代表委員は 3 名全員が御出席、使用者代表委員は太簪委員が御欠席され、2 名が御出席となっております。委員定数 9 名中 8 名が御出席され、また、公労使各側委員とも 3 分の 1 以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしておりますことをご報告いたします。

○中山部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしているという旨の報告がございました。なので、会議として成立しているということになります。

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。まず、議題（1）「令和 5 年度愛知県最低賃金の改正について」です。本日の資料について、事務局より説明をお願いします。

○平井賃金課長

はい、資料の御説明をさせていただきます。

次第に綴られております 3 ページ目に資料目次がついております。ページ番号 1 ページ資料 No.1 をご覧ください。「令和 4 年 10 月以降の名古屋市消費者物価指数の対前年上昇率の推移」でございます。愛知県県民文化局が令和 5 年 7 月に更新したものです。名古屋市消費者物価指数の対前年上昇率について、令和 4 年 10 月以降、3.5～5.0%で推移し、令和 4 年 10 月～令和 5 年 6 月の対前年上昇率は 4.1%となっております。なお、通しページ番号 3 ページ資料 No.3 これは以前にも御紹介させていただいておりますが、「最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和 4 年度版」にあります令和 4 年度の愛知県最低賃金の引上率は 3.25%となっているという状況です。

通しページ番号 2 ページ資料 No.2 をご覧ください。愛知労働局における業務改善助成金申請件数・交付決定件数を企業労働者数の規模別に表したものでございます。令和 4 年度の申請件数合計は 343 件、そのうち企業全体の労働者数が 10 人未満の企業が 118 件、30 人未満で見ますと 193 件で申請件数全体の 56%以上を占めております。令和 5 年度は 4 月から 7 月までのデータですが、申請件数合計は 152 件、そのうち企業全体の労働者数が 10 人未満の企業が 57 件、30 人未満で見ますと 103 件で申請件数全体の 67%以上を占めております。

申請から交付決定までには審査等によるタイムラグがありまして、申請件数と交付決定件数これは同じ年度でも相違が出ております。令和 4 年度の交付決定件

数合計は 235 件、そのうち企業全体の労働者数が 10 人未満の企業が 77 件、30 人未満で見ますと 130 件で申請件数全体の 55%以上を占めています。令和 5 年度の交付決定件数合計は 58 件、そのうち企業全体の労働者数が 10 人未満の企業が 22 件、30 人未満で見ますと 41 件で申請件数全体の 70%以上を占めております。また、別途配布資料として「令和 5 年度業務改善助成金のご案内」と題したリーフレットを配布させていただいております。また改めて御覧いただければと思います。

続きまして、通しページ番号 3 ページの資料 No.3 から No.5 につきましては、第 2 回専門部会にて配付した資料と同じものとなりますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

最後に、通しページ 11 ページの資料 No. 6 「愛知県最低賃金と生活保護費との比較について」です。平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示されました最低賃金と生活保護費との比較について、最新のデータにより比較したものです。生活保護費の最新データが令和 3 年度でありますことから、令和 3 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金額（時間額 955 円）を基に比較をしております。当該最低賃金額による 1 か月換算額は、3 の（注）のとおり、愛知県最低賃金額 955 円に 1 か月平均法定労働時間数 173.8 時間と、可処分所得の総所得に対する割合 0.816 を掛け 135,439 円となります。

一方、令和 3 年度の生活保護費は 2 の（3）に記載のとおり、生活扶助基準額として第 1 類費、第 2 類費、期末一時扶助費の合計額の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額で、103,256 円となります。

以上より、愛知県最低賃金と生活保護費と比較したところ、愛知県最低賃金額が下回っているということは認められませんでしたのでご報告いたします。

資料説明は以上でございます。

○中山部会長

ただ今の事務局の資料についての説明がありましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

（ 質問等なし ）

○中山部会長

よろしいでしょうか。それでは、月曜日の第 2 回目の審議を踏まえまして、改めて労使それぞれのお考えを伺いたいと思っております。

まず、労働者代表委員のほうからお願いしたいと思います。

○大脇委員

先日の 1 回目からの主張は大きく変わっておりません。それに基づいて本日の審議を進めたいと思います。以上です。

○中山部会長

ありがとうございます。続きまして、使用者側代表委員お願いします。

○梶原委員

私どもも特に前回と変わりませんので、前回申し上げたとおりの考え方で進めてまいりたいと思います。以上です。

○中山部会長

わかりました。ありがとうございます。

ただ今、労使双方からお考えを伺いましたけれども、第 2 回目と変わらないということになりますので、さらに議論を深めていきたいと思いますので、本専門部会につきましては、一旦休憩とさせていただきます。個別の打ち合わせを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中山部会長

それでは、これから個別打ち合わせを行いたいと思います。まず、労働者側のほうからよろしく願いいたします。

(労使了承)

○中山部会長

それでは、一旦休会とします。

(一旦休会)

○中山部会長

それでは、専門部会を再開いたします。ただ今、労使双方と個別協議を行わせていただきました。その結果、合意になりましたので御報告いたします。引上額 41 円で労使双方の合意に至りました。この最低賃金の 3 要素、生計費、賃金水準、

支払能力、それとともにこの地区の物価水準等を鑑みまして 41 円ということで合意に至りました。合意に至りましたけれども、労使双方からコメントをお願いしたいと思います。まず、使用者代表委員からお願いいたします。

○梶原委員

今、お話にございましたとおり 41 円というような大幅な引き上げというようなことで、我々も賛成というようなかたちで合意ということになっております。ただ、そうは言いましても、我々といたしましてはこの金額について諸手を挙げて賛成しているわけではないというようなことで、苦渋の決断であったというようなことも御理解いただければというふうに思います。こうした大幅な引き上げが中小企業、零細企業に対する影響というのは大きいというふうに考えております。そういった企業も存在しているというような事実は忘れてはならないというふうに思っております。我々としましては、そういった企業に対する支援、助成金それから価格転嫁という様々な問題がございますので、そういった課題に対する行政側の支援というものを、有効的なものを継続的にこれまで以上に着実に、ちょっとくどいようですけども、実施をしていただくというようなことを改めてお願いをしたいというふうに考えています。以上です。

○中山部会長

ありがとうございます。続きまして、労働者代表委員の方からお願いいたします。

○大脇委員

先ほどおっしゃられたように 41 円として我々労働側も合意をいたしました。当初から主張は変えておらず、目安に対してはまだ足りないというところで、まさに最後まで交渉させていただきましたが、やはり主張はあるのですけれども、直近の話も含めてこの 41 円というところで、こちらの判断がかなり難しかったところではあるのですけれども、最善の方針としてありました。そこには公益の方々にいろいろと協議していただいた中でのお話も聞いていただいた結果を踏まえてということで、こちらも含めて 41 円ということで合意をいたしました。以上になります。

○中山部会長

ありがとうございます。ただ今、労使双方から御意見をいただきましたけれども、本当に真摯に御議論をしていただきましてありがとうございます。使用者側の支払能力のお話、労働者側の生計費のお話、十分にさせていただいて 41 円とい

うことで歩み寄っていただいた結果、全会一致となりましたことを御礼申し上げます。先ほど梶原委員からおっしゃられました支援策の話については、今回、報告書のほうに盛り込みたいと思っておりますので、次で御確認いただければと思います。

○中山部会長

それでは、本審への報告書（案）を審議いたしますので、事務局は報告書（案）の用意をお願いいたします。お示しするのに少々時間がかかりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

（ 報告書（案）準備 ）

（ 報告書（案）配付 ）

○中山部会長

それでは、事務局から報告書（案）を読み上げてください。

○高橋主任賃金指導官

それでは、読み上げさせていただきます。

(案)

令和5年8月 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県最低賃金専門部会

部会長 中山徳良

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金

額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和3年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額955円）は令和3年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定にあたっては、政府に対し、別紙3の事項を強く要望する。

本件の審議に当たった当専門部会の委員は、別添4のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

別紙1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,027円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日

別紙2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

- 1 最低賃金
 - (1) 件 名 愛知県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額 955円
 - (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護費

(1) 比較対象者

18歳～19歳・単身世帯

(2) 対象年度

令和3年度

(3) 生活保護費(令和3年度)

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(103,256円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

955円(愛知県最低賃金)×173.8(1か月平均法定労働時間数)

×0.816(令和3年度可処分所得の総所得に対する割合)=135,439円

別紙3

政府に対する要望

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備のため、特に地方、中小企業・小規模事業者に十分配慮し、生産性向上の支援を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、生産性向上等への支援を一層強化すること。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を図ること。
- 3 賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組み、税制を含め更なる施策を検討すること。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、充実した支援を行うこと。

4 価格転嫁対策については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。

以上でございます。

○中山部会長

ありがとうございました。ただ今の報告書(案)について、何か御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

○中山部会長

皆様よろしいということなので、これでありありがとうございました。

これでこの報告書(案)は、専門部会で承認されましたので正本を作成しまして、当部会の報告内容として、8月4日開催の本審に報告することといたします。

結審にあたりまして労働基準部長から御挨拶がございます。

○伊勢労働基準部長

委員の皆様方におかれましては、酷暑の時季、本当に熱心に御審議をいただきましたことに、心から御礼申し上げます。

また、ただ今、愛知県最低賃金に係る改正決定につきまして、愛知地方最低賃金審議会会長への報告書を取りまとめていただきましたこと、さらには、当地における地域の経済・雇用の実態を踏まえつつ、中央最低賃金審議会の公益委員見解(目安)にも十分に参酌いただき、真摯かつ極めて精力的に御審議を賜り、結審いただきましたことに、改めて深く感謝を申し上げます。

8月4日開催されます第511回愛知地方最低賃金審議会の御審議におきまして、答申を賜りたく御願ひ申し上げ、私からの御礼の言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○中山部会長

ありがとうございました。それでは最後に、議題(2)「その他」に入りますが、労使各側から、何かございますでしょうか。

(特になし)

○中山部会長

よろしいでしょうか。事務局から連絡等ありますでしょうか。

○高橋主任賃金指導官

特にございません。

○中山部会長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了しました。皆様方の御協力によりまして、本日専門部会報告を取りまとめることができましたこと、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回愛知県最低賃金専門部会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

(令和5年8月2日)第3回愛知県最低賃金専門部会 議事録